

# JD共済

No.66

発行日 2020年3月26日

〒939-8072 富山県富山市堀川町278  
ジェイ・ディ共済協同組合

TEL.076-421-2221 (大代表)  
FAX.076-425-9561  
URL <https://jd-kyosai.com>  
E-mail [info@jd-kyosai.com](mailto:info@jd-kyosai.com)

## 社会環境の変化に対応した事業経営のススメ

### ■消費税増税および民法改正に伴い、損害保険各社が保険料を引き上げ

4月施行される民法改正により、「人身事故発生時に保険金額を計算するのに使う法定利率」が5%から3%に変更されます。

この民法改正は、低金利時代に応じた金融面での消費者保護の一環であり、この法定利率が下がることで、支払われる保険金から差し引かれる利息の額が小さくなることから、損害賠償額が高額化し、遺族等に支払われる賠償金が増大することになります。

以下に、具体例をあげて説明いたします。



《法定利率の引き上げに伴う損害賠償額への影響について》 ※事故発生日は2020年4月1日とします

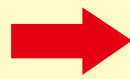
一般的に、交通事故による損害賠償額は次の式で算出されます。

**損害賠償額 = 「逸失利益」 + 「慰謝料」 + 「弁護士費用」 + 「遅延損害金」**

**今回の民法改正（法定利率の引き下げ）で、大きな影響を受けるのは「逸失利益」です。**

例えば、35歳の会社員の男性（年収600万円）が、妻と子ども2人を残して、交通事故（無過失）で死亡した場合、法定利率改定後の逸失利益は約2,000万円も上がり、これに伴って損害賠償額が増大し、当然、遺族に支払われる賠償金も多くなります。

改定前の逸失利益  
約6,637万円



改定後の逸失利益  
約8,563万円



※死亡事故だけではなく、後遺障害事故の場合も、改定後は逸失利益が上がり、損害賠償額が増大します。

損害保険業界においては、今回の民法改正や昨年10月に実施された消費税増税による『保険金の支払い増大』に対応するために、東京海上日動火災保険や三井住友海上火災保険などは、今年1月に自動車保険料を数パーセント引き上げました。

**しかし、本組合においては、今回の民法改正に伴う共済掛金の見直しは行いませんので、どうぞ引き続き安全運転を心掛け、事故防止に努めてくださるよう、よろしくお願いいたします。**

### 《今号の主な内容》

- ◆ SDDプロジェクトの今年度の集大成イベントである「LIVE SDD 2020」が開催
- ◆ 飲酒運転根絶と運転代行の利用促進のためのJD共済主催「第8回SDD全国こども書道コンクール」の受賞作品が決定
- ◆ 選ばれる運転代行業者になるための取り組み